

奈良県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林の所在場所 吉野郡川上村大字高原一九四五の一、一九四五の三、一九四五の四、一九六二の一

二 保安林として指定された目的 干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字高原一九四五の一・一九六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「二次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部森林整備課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）